



平成 25 年 5 月 23 日

各位

会社名 日本アジアグループ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号 3751 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 渡 邊 和 伸
TEL(03)-4476-8000(代表)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更について平成 25 年 6 月 27 日(木曜日)開催予定の第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部を変更することについては、平成 25 年 6 月 27 日(木曜日)開催予定の第 26 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としております。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が「売買単位の集約に向けた行動計画」に則り、平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株または 1,000 株に集約することを踏まえ、当社は、売買単位を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める望ましい投資単位の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて当社普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施することといたしました。

2. 株式分割の概要

(1)分割の方法

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 26 回定時株主総会において下記定款の一部変更の件が承認されることを条件に、平成 25 年 9 月 30 日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,713,838 株(平成 25 年 3 月末時点)
今回の分割により増加する株式数	24,424,542 株
株式分割後の発行済株式総数	27,138,380 株
株式分割後の発行可能株式総数	67,853,480 株

(3) 分割の日程

基準日 公告日	平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)
基準日	平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) その他

この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

※平成 25 年 9 月 26 日 (木曜日) をもって、証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更されま
す。

(3) 単元未満株式の取扱い

株式分割及び単元株式数の変更に伴い、株式分割後の 100 株未満の株式は単元未満株式となります。
単元未満株式をご所有の株主さまは、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、
以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主さまがご所有する単元未満株式を買い取
ることを請求できる制度です。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 26
回定時株主総会の承認により平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更い
たします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。
また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条 (単元
未満株式についての権利) を新設します。
- ③現行定款第 7 条以下の条数を各 2 条繰り下げいたします。
- ④第 5 条の変更および第 6 条ならびに第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条および第 2
条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第1条～第4条(省略)	第1条～第4条(現行どおり)
第2章株式	第2章株式
第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>6,785,348株</u> とする。	第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>67,853,480株</u> とする。
(新設)	第6条(単元株式数) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(新設)	第7条(単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第6条～第48条(省略)	第8条～第50条(現行どおり)
(新設)	附則 <u>第1条 第5条から第7条までの変更および新設およびそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年10月1日とする。</u> <u>第2条 前条および本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

以上